

会計事務所ビジネスセンター



他人事ではない相続トラブル

相続アドバイザー 和田清人

はじめに

ご存知のとおり、お亡くなりになった方のうち、相続税の対象となるのは100人中4人に過ぎません。しかし、司法統計データによると、全国の家裁裁判所に寄せられる法律相談の4件に1件は相続に関する相談です。この件数は年々増加しており、平成19年には15万件の相談が寄せられています。

そこで、今回からシリーズとして、主に不動産の相続にまつわるトラブルについて、ケーススタディの形で事例をご紹介します。このように、「相続」を入りに、「相続税」の受託につなげる参考にしていただければ幸いです。

相続の優先順位

相続における優先順位は、第1位：相続争い防止、第2位：納税を完結させる、第3位：節税の順であると私は確信しています。

第1位の相続争いは絶対に回避しないといけません。被相続人の想いはそうではなかったはずですが、また、相続税法上の特典である「小規模宅地の特例」や「配偶者の税額軽減」、「物納」などの適用が受けられなくなり、相続人の経済的負担が重くなってしまいます。われわれ専門家としては、この段階から相談に応じてあげられるような周辺知識を身に付けたいものです。

第2位の納税について、特に不動産に関しては、残すべきものと手放した方がいいものとを明確にし、手放す不動産の境界確定や物納要件整備などを生前に行っておく必要があります。どれだけ財産が多くて、納税を完結させなければ、利息を払う借金を抱えているのと同じです。

第3位の節税は、ここまでの手を打った後、余裕があれば着手するという程度に考えるべきでしょう。間違っても、節税からスタートしてはいけません。あくまでも目指すゴールは、「いい財産をたくさん残す」ことであって、「税金を安くする」のはその手段の一つに過ぎないわけです。たとえ納税額は高くなったとしても、いい財産が残って相続人が仲良く幸せに暮らせれば、それは正しい選択だったと言えるのではないのでしょうか。

次回以降は、さまざまな事例について何が問題だったのか、またどういった解決方法があるのかということと一緒に考えていきたいと思っています。

ご期待ください。

〒545-0021

大阪市阿倍野区阪南町5-23-15 澤井ビル5階

会計事務所ビジネスセンター事務局 事務局長 柳川 静一、abc通信担当 藤原 広

TEL 06-6608-1421

FAX 072-237-3281

Eメール fngwj045@ybb.ne.jp

URL <http://abc.saloon.jp>